

令和2年4月28日

道路占用者 各位

国土交通省 中部地方整備局

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う占用料納入期限の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大を防止するため、政府は緊急事態宣言を発出し、外出自粛要請等の取組みを進めているところです。

これら外出自粛要請等の取組みにより、令和2年度の道路占用料の納入が納入期限までに困難となる占用者については、占用料の納入猶予を下記の通り取扱います。

なお、この取扱いは国土交通省が管理する国道の占用料について適用するものです。

記

1. 納入猶予の考え方

緊急事態宣言に伴う外出自粛要請やテレワーク、在宅勤務の推進による出勤回避等、やむを得ない理由により、令和2年度の占用料について、納入期限までの納入が困難となる占用者については、納入が困難となった理由が止んだ日から2ヶ月以内に限り納入期限を延長する。

2. 手続きの方法

納入期限を越え、占用料を納入する占用者は、占用料を納入後に該当する道路管理者へ電話等の手段を用いて手続きを行う。

納入期限は、本件の手続きが行われた日として取り扱う。

以 上

照会先

国土交通省 中部地方整備局道路部

路政課 行政第二係 伊藤・村山・田中

電話番号 052-953-8166 (直通)

外出自粛要請など、やむを得ない理由がある場合

## 道路占用料の納入期限が延長されます

緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合は、道路管理者に申請することにより、やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に限り、納入期限が延長されます。

### 特例対象の例

- 個人の占用者が、次のような事情により、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛要請を受けている
  - ・ 緊急事態宣言により感染拡大防止の取組が行われている
  - ・ 個人の占用者が、感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
  - ・ 基礎疾患があり、感染防止のため外出を控えている 等
- 企業や個人事業者の占用者が、次のような事情により、通常の業務体制が維持できない状況が生じている
  - ・ 緊急事態宣言により、感染拡大防止の取組が行われている
  - ・ 交代制勤務の導入により経理担当の多くが出勤していない
  - ・ 社員の感染等により経理担当部署を相当期間閉鎖している 等

### 申請手続

緊急事態宣言による外出自粛要請等やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に、次の手順で手続を行ってください。

- ① 占用料を納入
- ② 納入後、国道事務所に電話連絡し、期限の延長を申請

【今回の特例措置に関するお問い合わせ】

国土交通省 中部地方整備局 道路部路政課 行政第二係  
名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋市合同庁舎第2号館）  
電話番号 052-953-8166（直通）